

日程第5 議案第113号 加美町東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第5、議案第113号加美町東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第113号加美町東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、考古学者の芹沢長介氏から東北地方の近世陶磁器コレクション約1,000点の寄贈を受けて、旧中新田町が昭和62年に開館した東北陶磁文化館について、当該施設の名誉館長として東北陶磁の収集、調査研究及び特別展の開催企画等の指導に御尽力をいただいた同氏が本年3月16日に逝去されたことにより、これまでの氏の功績をたたえるとともに氏のコレクションの魅力である東北地方の風土と庶民生活、文化を反映した素朴で力強い作品を後世に伝えるため、館の名称に芹沢長介氏の名前を冠するものであります。

なお、芹沢長介氏の略歴につきましては、資料をお手元に差し上げておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 文化振興課長にお聞きしたいと思うんですけども、今まで東北陶磁文化館ということで一般的に先ほど町長から説明ありましたような展示等やっていたわけですけども、こういう形で芹沢先生の名前が館の名前につくということになれば、先生ゆかりというよりも芹沢先生にちなんだこれからの活動といいますか、事業運営といいますか、イベントについてはちょっと語弊がある表現かもしれませんが、単なる館の名称変更だけでなくそれを活用しながら町の活性化なり、または文化振興なりということについてのお考えがあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 文化振興課長。

文化振興課長（竹中直昭君） 文化振興課長、お答えします。

今回、芹沢長介氏の冠をとということなんですが、芹沢長介氏は考古学という分野においては

権威でもあり著名でもあるということで、名前をつけるということについてはまずそういった付加価値はついていると思います。ただ、これから入館者も含めて館の振興ということに関しては、入館者数も毎年毎年落ち込んでいるという状況がございまして、すぐにではございませんが来年度以降につきましても例えば今の料金体系を見直すとか、あるいは選択肢として無料化といったようなことも含めまして入館者の増加につなげて、こういった文化的な価値の高い作品をみんなに見ていただく、そういったような施策を打ち出していかないとだめかなというふうに考えております。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 料金を無料にしたぐらいではなかなか遠くからといいますが、よそからの来館者はふえないのではないかなと思ってます。せっかくこういうよそにない貴重な施設を持っているわけですから、特に考古学なわけですから、きのう教育長に地域の教育力の中でお話しさせていただいたんですけれども、今までの人たちの生きざま、生活そのものなわけです。こういう施設で子どもたちの生きる力をはぐくんでいって、授業の中に組み込むとか、単なる文化振興課だけの発想でなくて生涯学習課なり、または学校教育の中で取り込んでいくという、結構、休みの時間もあって、子どもたちが自由に動ける時間というものもあると思いますので、そういった中で活用していかないと文化には金がかかるんだと教育長にも言われたんですけれども、あるものを有効に活用していかないと大変なことになると思うんです。ですからその辺についてひとつこれから御配慮いただければと思いますので、お願いいたします。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） おっしゃるとおり、課長の話にもありましたように入館者はふえない現状にあります。そうした中で今、9番議員の方からお話ありましたが、児童生徒に閲覧、観覧できるような学校の体制というものを整えていかなければ難しいだろうと思いますので、これも順次諮って進めてまいりたいというふうに思います。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。14番福島久義君。

14番（福島久義君） 芹沢先生の作品1,000点ほど寄贈されたということでもありますけれども、1987年に開館をされたわけですが、その当時は展示品として芹沢先生の作品を展示していたところでもありますけれども、合併前にもいろいろお話しされた経緯もありますけれども、寄贈された年は平成何年なのか、昭和何年なのか、いつごろ寄贈されたのか。一時、合併前は展示品ということで展示をしていた経緯がありまして、その後、寄贈するのかわらないのか、それともただ展示品なのか。芹沢先生がお亡くなりになった後に家族に請求された場合、

大変迷惑をするのではないかとということもありまして、合併前に中新田町時代にそういった議論もされたこともありますので、その件についてお尋ねをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 文化振興課長。

文化振興課長（竹中直昭君） 文化振興課長、お答えします。

設立当初、昭和62年には約1,000点を寄贈され開館にこぎ着けたということですが、18年3月末現在ですけれども、全収蔵品1,627点、うち寄贈品が1,302点、そして町で購入したものが325点というようなことでございます。何年度に寄贈したかというデータはちょっと持ち合わせてないんですが、現在のところそういった状況でございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） であるとすれば1,302点が芹沢先生から寄贈されたものということで説明受けたんですけれども、寄贈されたしっかりした裏づけというものはどうなっているのか。先ほども申し上げましたとおり、家族から作品について返還を求められた場合いろいろ問題があるのではないかとというようなことも議論されて、しっかりした形で裏づけを持てるような寄贈の方法がいいのではないかとということで、決してこれが悪いとかいいとかではなくて、何年に1,302点を寄贈されたのか、昭和何年なのか、平成何年なのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） おっしゃるとおりだと思いますが、実は当時、本間町長時代でありまして、芹沢長介先生と本間町長の間で寄贈の申し出があり、お受けしますということで書面での取り交わしは実はないようであります。

しかし、オープンするときにももちろん図録、目録はございます。それから、特別展示等々でお借りした部分はお返しをしまして、現在収蔵している部分は町で買ったものもありますし芹沢先生自身が購入して、それも町に寄贈したというところがあって、書面で残っている部分もありますけれども実質寄附採納願たるものの文書はないんです。ただ、館内に案内の表示があります。東北陶磁文化館は何たるかというところに全部文書で表現してございまして、それは既に了解済みのことでありまして、今回、実は芹沢長介記念ということの文字を冠する際にも遺族であります奥様とお話をして、もちろん了解を得ておりますので、今回、正式にこの名称を決定いただきましたならば、何らかの文書で取り交わすことも後々のためによろしいのではないかとということで、そういう話で進めたいというふうに思います。

以上であります。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 113号加美町東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 113号加美町東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 114号 加美町縄文芸術館条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第 6、議案第 114号加美町縄文芸術館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 114号加美町縄文芸術館条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、詩人の宗 左近氏より縄文土器、土偶、約 200点の寄贈を受けて、旧中新田町が昭和63年に開館した縄文芸術館について名誉館長として縄文土器の芸術性を世に知らしめ、その普及に御尽力された同氏が平成18年6月20日に逝去されたことから、これまでの功績をたたえるとともに日本の歴史文化の源でもある縄文土器と氏の業績を後世に伝えるため、従来の名称に宗 左近氏の名前を冠するものであります。

なお、宗 左近氏の略歴につきましては、資料をお手元に差し上げておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番一 光君。

4番（一 光君） 私もこの縄文館、一回だけですけれども拝見をいたしました。あそこで感じた第一印象は、何千年も経たものがこんなにも保存状況がいいのかなという驚きでありま

した。それで、後ほど聞いた話でありますけれども、あれは本物ではないよという話があったわけでありまして。少しただしてみますと、それなりの権威のある方が公の場であれは贋作だよと言った、いわゆる贋作騒動が過去にあったんだという話を聞きました。私は小野田地区でありますので、そういったことを存じておりませんでしたので、この際贋作騒動なる一連の顛末、お聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 私もこれにかかわった一人といえますか、職員としていたわけですが、贋作騒動というのはちょっと耳にしたことがないんですけれども、実は縄文芸術館と東北陶磁文化館がほぼ同じ時期、1年ぐらいの違いで、それぞれの先生方から後世に長く保存していただければ寄贈したいという申し出があって、実は森嘉酒店の裏の石蔵を改造して陶磁器と縄文土器を一つの施設で展示してオープンした経過がございます。非常に狭いということもありましたし、実は騒動というのがそういうことで伝わったのか何かはわかりませんが、正直申し上げて私の感覚というか個人的な感情といえますか、理解で申し上げるしかないのですが、芹沢先生は考古学者であるわけでありまして。芹沢先生は、御案内のとおり日本には原人が存在しないということを十何年もかけて日本全国発掘をしながらそれを存在したと、日本にも原人がいたということを証明した日本のトップクラスの先生であるわけでありまして、藤村さんの件についても大変なことだといって一発で信用したわけです。それがああいう事件で、いや、実は間違いだったという話があるわけです。宗先生は縄文土器を非常に愛して全国各地から集めて、発掘もしたようでありまして、そのいわゆる芸術性というものに目を向けて、その発端というのは岡本太郎さんだったそうでありまして、日本で初めて縄文芸術の美というものを認めた、芸術性を認めた人の一人目というか、最初の人だったと言われているんですが、それを受けて縄文の美というものの著書もたくさんあるわけでありまして。その先生がいわゆる芸術品として価値を認めて、そしてあのようなコメントをつけながら展示したわけでありまして、お二人ちょっと意見が合わないところがありました。考古学者でもないのに古いものだということがあるいはあったのかもしれませんが、そういうことがあって、それが騒動というふうに聞こえていったのかもしれませんが、どこでも、だれも年代測定とか何かはやっておりませんので、その辺ははっきりと贋作であるということは言い切れないと思いますし、わからないと思います。

それで、そのことがあって実は両方分家したわけです。それで縄文芸術館と東北陶磁文化館ということになったわけでありまして、経緯としてはそういうことがあったので贋作騒動と

というのがあったのかもしれませんが。もしかすると芹沢先生もそういう感覚が少しあったのかもかもしれませんが、実際年代測定だの何かは全然やっておりませんのでその辺は定かでないし、あえていや、実は贋作だったということを頑張って証明する必要も私はないのではないかというふうに思っております。私は信じております。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 宗 左近先生は文学的な見地で活躍をされて功績を残した人ですから、そういった思いでもいいんだらうと思えますけれども、この際あえて名前を冠することによって、そういった過去の騒動を再び巻き起こすことは、故人としては意図しないところだらうと思えますので、私自身そっとしてあげたいなという思いもあったので拝聴いたしました。答弁は要りません。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。13番佐藤澄男君。

13番（佐藤澄男君） 条例で冠をつけるということで検証する意味合いがあるんだらうと今、理解しているところでありますけれども、一つ行政改革の絡みでお尋ねをしたいんですが、結局文化的なものについては、青少年を初め、その地域に住んでいる人たちがそういうものに触れることによって情操教育などに役立つということで、非常に貴重なものが我が町にあるんだなということは理解しているんですが、一方、先ほど来質疑の中で出てきておりますように、経営をしていく観点からして果たしてこれは別個に置いておいていいものだらうかという声が非常に強くあるというふうに感じているんです。そういった中で中新田にはこのほかに墨絵館があるんですか、それから宮崎にはふるさと陶芸館ということで、切込焼の発祥の地にそういうものがあるということでありまして、この種のものを一つにする、スペース的に今すぐそれが可能ということにはならないんだらうと思えますけれども、こういったものを一堂に会すといいますか一つにまとめて、それぞれの歴史の背景、あるいはきょう示されておりますように芹沢先生、あるいは宗先生の遺徳をたたえるようなコーナーを一つにすることによって、その功績を知る機会も多くなるのではないだらうかと考えるんです。そういったことで行政改革の絡みの中で検討されているものなのかどうか、そういったものを踏まえて今回こういう条例をお出しになったものかどうか、そういったことについてただしておきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 今の御質問にお答えいたしますが、確かに今、陶芸関係、陶磁関係につきましても三つの館がございます。これらについてはいろいろ考えておりますし、先ほどの町長の答弁でも本来であれば一緒にやっていたものを分けてしまったというようなことでご

ざいます。これは、それぞれの寄贈者の感覚の問題からきたと聞いております。ということは寄贈者の個人的なことからそういうふうになったと。我々受ける方としては、今、提案あった方向で検討するということについては教育委員会の内部でもいろいろと話はしてあります。ただ、どんな形でどういう施設にそれを展示するのかということになると、まだまだこの財政難の折から踏み込めない課題だととらえております。もう少し景気がよくなって町が裕福になれば、そういう対応も考えてみたいと思っております。

以上です。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 行革絡みでいいますと、すぐに効果を見出すというふうに考えがちだろうと思うんですが、将来にわたって今、独立した館を維持していく方法と今、多少スペース的に広くする、あるいはそういったものに対する経費がかかったとしても、将来今の三つの館を維持して人件費その他削減する方法を考えれば、そんなに悩む必要もないんじゃないだろうかと思うんです。そういったことを今後さらに検討して方向づけをするお考えがあるかどうかお尋ねをしておきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 先ほど申し上げましたとおり、本町から出土している陶磁たくさんございます。それが整理されることもないままにただ小屋の中に入られているという状況でございますから、そういう状況も整理しなければいけない。やはり広い意味での陶磁、陶芸についての知識も同様ですが、我が郷土からの発掘物も展示する必要があると私は考えております。

それらにつきましては、展示をどうするのかという場所の選定、施設の選定、それから施設に必要なものというのが絶対要件としてあるわけです。エアコンがなければいけない、きかなければいけないということがありまして、それらの設備がある場所をどういうふうを選定していくかと。たまさか役場庁舎の建設ということが話題になっておりました。宮崎の生涯学習センターの話もあります。そうした中で今、教育委員会が使っております宮崎庁舎の2階、あそこも教育委員会が使っているわけですがけれども、これが役場庁舎の中に吸収された場合には、あそこを展示のできる部屋に模様がえしてそこにという考え方は、委員会内部でも検討されてはおります。ですからそんなに長いことではなくて、行政改革も含めましてこれを進めていくということは全然やぶさかではございません。ただ、この条例がなぜということになると思いますけれども、これはそれぞれ寄贈してくださった先生方への感謝の気持ち、町民としてそれ

だけのものを寄贈していただくことに対する御礼の気持ち、こういうものをあらわすのが当たり前の話ではないかというふうに思っております。これは人の道にもかなうことであり、教育的にも非常に価値のあることですから、名称をそれぞれに冠したまま品物については展示、収蔵したいと考えております。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） ただいまの御質問について、関連してちょっとお答え申し上げたいと思います。

先ほど縄文芸術館と東北陶磁館が最初是一緒の建物でオープンをしたと。それで、たしか3年ぐらい一緒だったと記憶いたしておりますが、狭いということもあって分家すべきだというときに、どういうところがいいか、位置的にどういう場所がいいか、いろいろ専門家も交えて議論した経緯がございます。その当時は町の中の小さな美術館みたいなもの、博物館みたいなものですから、点在することによってお客さんの回遊ができるのではないかというようなことも実は議論されました。その後にさわざくら公園の中に墨絵館ができて、行政側と議論した皆さんは、できれば商店街も通って歩いて回ってもらえば活性化になるのではないかという発想があって、実は3カ所に点在させたという経緯がございます。そのとおりにはなっていないと思います。車でばかり歩いてますし、余り駐車場もないということでありまして、もう20年もたって時代が変わってますから、教育長が答弁申し上げたように今後の検討すべき材料かなというふうにも思っています。

以上であります。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 114号加美町縄文芸術館条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 114号加美町縄文芸術館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

昼食のため13時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第115号 加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を
改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第7、議案第115号加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第115号加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、平成16年11月の農業委員会等に関する法律の一部改正により、これまでの選任による委員の団体である農業協同組合と農業共済組合の2団体に、新たに土地改良区からの推薦委員が追加されたことに伴う条例の一部改正であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番尾形 勝君。

15番（尾形 勝君） 改良区から1名の追加ということで、今までは5名なんですけど6名ということになるわけですが、これに関連してなんですけど、さっきの話にもありました行革絡みで「ふやす」ということに対しては相当な町民からの目が鋭く来ているかと思えます。それで、4条の第2項ですか、「法第12条第2号に規定する委員は3人とする」というところを今回の議会ですらなくても3月あたりの議会で、恐らく今、議員から3人選任されているのがここに当てはまるかと思うんですけども、この辺を3月の議会あたりまでに議長なり農業委員会の会長なり、あるいは総務課長、もちろん町長も入ってもいいかと思えますけれども、その辺で少し調整して、「ふやす」ということではなくて5人なら5人、現状の人数でやってもらえないものかなと。私は、その方が町民の理解も得るだろうし今後のいろんな人事面、行革絡みでは納得してもらえないのではないかなと、こんなふうに思うんですけども、その辺は……、農業委員会の会長さん、どう思いますか、農業委員会では、

議長（米澤秋男君） 農業委員会会長。

農業委員会会長（兎原伸一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど町長からの説明のとおり、改良区から1名加わることで1名増になるわけですが、ただいまの質問は、議会から推薦いただいております現在の3名を2名にしてはどうかというようなことだと思います。そうしますと現在の人数のとおりになるわけですが、私としてはそのようなことでも結構でありますし、もし、できるのであれば議会からの推薦3名のうち、ただいま農業会議の方からいろいろ御指摘ありますが、女性も農業関係に半数以上が従事しているということもありますので、女性の農業委員を推薦していただいてもいいのかなとも私なりに思っております。それで、できるならばここをそのままにさせていただいて、その中で女性から推薦、あるいは認定農業者からも出していただければいいのかなと、私なりに思っております。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 大変ありがたい御意見と受けとめさせていただきます。御案内のとおり法第12条第2号に規定する委員は「以内」という言葉を使って「5人以内」ということで、加美町では「3人」と規定をさせていただいております。この背景には三つの町が合併したということがあって3人ということで、そういうねらいがあったのだらうと思いますが、しかし、この法第12条の規定は、いわゆる学識経験を有する者ということになっておりますので、たまたま議会から3人推薦をいただいているということではありますが、今回、土地改良区から1名、実質ふえるようになってしまうわけではありますが、それらとも勘案をしながら1名ないし2名を減じてもいいのではないかという御意見だと思いますが、御了解いただければ3月までの間に協議させていただいて、可能なものかどうかを相談させていただくということで御理解をいただきたいと思いますが、よろしく願いたします。ありがとうございました。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。14番。

14番（福島久義君） この条例改正についてでございますけれども、加美町は現在、鳴瀬川土地改良区、大崎土地改良区、さらには西部土地改良区と三つの土地改良区に加入しているわけですが、加美町西部土地改良区として条例に載せた経緯といたしますか、なぜ加美町西部に限って出されたのか、その内容をお聞かせいただければありがたいと思います。

議長（米澤秋男君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（川熊忠男君） 農業委員会事務局長、お答えします。

本町の区域には土地改良区が加美郡西部土地改良区、鳴瀬川土地改良区、大崎土地改良区、

あと色麻町の色麻土地改良区の四つの土地改良区が入っております。それで、先月、11月6日になりますが、4町の土地改良区の理事長さんたちと協議いたしまして、その結果、加美郡西部土地改良区が委員として互選されております。

以上でございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 四つの土地改良区で協議の上、選任されたということですがけれども、参考のためにお聞きしますけれども、四つの土地改良区のうちで受益面積を一番多く持たれている土地改良区はどこなのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（川熊忠男君） お答えします。

一番多く持っている土地改良区ですが、加美郡西部土地改良区でございます。（「幾らでしょうか、面積」の声あり）ちょっと面積は把握しておりません……。半分以上は加美郡西部土地改良区になっております。面積の方は後で確認します。（「了解」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 115号加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 115号加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 議案第 116号 宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について

議長（米澤秋男君） 日程第 8、議案第 116号宮城県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 116号宮城県後期高齢者医療広域連合の設立について説明申し上げ

げます。

本案件につきましては、先ほど議会全員協議会において御説明申し上げましたとおりであります。平成18年6月に公布された医療制度改革関連法において、75歳以上、及び65歳以上75歳未満で一定の障害の認定者を対象とした新しい医療制度、後期高齢者医療制度が創設され、平成20年度から施行されることとなったことにより、広域連合を設立するものであります。この制度の運営主体は、都道府県単位ですべての市町村が加入し組織する広域連合により行うこととされており、その設置の期限は平成18年度末までと定められていることから、本県においても、平成18年9月に宮城県後期高齢者広域連合設立準備委員会を設置し、設立に向けた検討を進めてまいりました。今般、地方自治法第284条第3項の規定により宮城県後期高齢者広域連合規約を定め、設置することについて同法291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第116号宮城県後期高齢者医療広域連合の設立についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第116号宮城県後期高齢者医療広域連合の設立については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第117号 平成18年度加美町一般会計補正予算（第5号）

議長（米澤秋男君） 日程第9、議案第117号平成18年度加美町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第117号平成18年度加美町一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 7,622万 6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 138億 6,900万 6,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として民生費国庫負担金 1,042万 5,000円の増、県支出金として民生費県負担金 2,958万 1,000円の増、借入金 5,307万 1,000円の減、町債で 8,320万円の増などであります。

歳出につきましては、民生費では国民健康保険事業特別会計繰出金 2,312万 1,000円の増、障害者支援施設改修事業 3,550万円の増、児童手当給付費 3,485万 5,000円の増、消防費では大崎地域広域行政事務組合負担金 1,506万 2,000円の減、教育費では各種大会出場補助金 300万円の増などのほか、一般職給与等の整理を行い予備費から 2,634万円を充当するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番下山孝雄君。

7番（下山孝雄君） 11ページに出ております財産運用収入でお聞きいたしたいと思います。

町有地の貸し付けということで 100万円が出ておりますけれども、これ今、JAで工事をやっていますたかかつの西ですか、あそこの土地だと思っておりますけれども、まず御説明をいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 総務課長、お答えします。

この 100万円につきましては、現在、農協で旧大東電子跡を町がJA農協に貸し付けをしました土地でございます、今年度分として 100万円の歳入を見込んでおります。

議長（米澤秋男君） 7番。

7番（下山孝雄君） 夏過ぎですか、あそこでボーリングが始まりました。あそこが貸し付けの適地なのかなと、ボーリングだけやっているのかなと思いましたがけれども工事が始まったわけです。それで、あそこの面積は 7,500平米以上の面積があると思っておりますけれども、これは 1年分にすれば 150万円。あの周辺の貸し付けの額からいうとかなり低額だと思えます。たかかつ、今、幾らだかわかりませんが、最初は 1反歩 120万円、それからイオンですか、それから今度来たパチンコ屋とか、そういったものと比較すると 7,500平米以上の面積があつて 150万円というのは大分価格が安いのではないかなと思っております。これは総務常任

委員会の所管事務調査で総務課長さんの方から一回説明をいただきました、6月です。そのとき、たしか月20万円ぐらいで交渉したいんだというお話を聞きました。もちろん20万円でも安いと思いましたが、まず第1は幾ら農協が相手でも売買の交渉をすべきではないかと話したわけなんです。それで、7月に農協の座談会があって、うちの方の地区には専務さんが見えたわけです。町も今、財政的に大変苦慮しているので、農協で買ってもらったらいいんじゃないですかとお話ししました。ところが専務さんは町から売買の話は出ていませんと。買う用意もあるんですけどもそういった話は全然聞いてませんし、賃貸借でやりたいと思いますということでした。総務常任委員会でそういった交渉をすべきだということもお話ししたんですけども

、こういった交渉を行ってこういった価格になったのか、御説明をいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 総務課長、お答えします。

経過ですけれども、道の駅的な場所という点でもお話し合いをしてきました。それで、町としましては直売所的なものもしていただくということで公的な部分もありますので、決定した金額は評価額の1%で契約をいただきました。現にあそこの7,500平米を固定資産にかけると幾らぐらいになるかということで計算しましたところ、固定資産税としては96万円ぐらいになるということで年間150万円ですべてをいただきまして、今現在使っているスタンド、あそこの土地に駐車場も兼ねるんですけども野菜売り場もやってもらうということで了解をしたわけでございます。

それで、売買の件ですけれども町側としては今、遊休地を処分してますので、ぜひ買ってもらえないかということはこちらからはしております。ただ、現時点で農協では土地を取得するまでにはいかないということで、当分の間は貸し付けるということで決定しております。

議長（米澤秋男君） 7番。

7番（下山孝雄君） 売買の交渉をどういったことでやったんですか、内容を……。例えば、買わないか、いや、買えないんだという、それだけで終わっていいのかどうか。

それから、公益性があるといっても農協についてはスタンド利用ということで、同業者より特別低く販売するわけにもいかないでしょうし、そういった場合、財政的な面で町の財産をいろんな面で生かしていくとなれば、あそこの土地については隣接とか町が借りている値段などと比較すると、例えばバツハホールの駐車場などについては、たしか1反歩、1,000平米100万円と聞いておりますし、10万円ほど下げたというようなことも聞いておりますけれども、借

りる場合は町ではかなり高い値段で借りますし、それから買う場合でも……、今、話をしているところは保育所の候補地だと思うんですけども、交通の便が心配ということで新しく保育所の用地を求めました。これは1億5,000万円ぐらいだと思いますし、それからサクラの土地もパチンコ屋の土地も3億9,000万円ぐらい、土地代は5,000万円ぐらいだったと思うんですけども、コスト意識というか、そういった面をもうちょっと持って運用しなければとっているんですけども、そういった意味では農協相手、また道の駅構想があったとしても、それはお互いにちゃんと計算して交渉すべきだと思うんです。そういった意味でもう一度お願いします。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） お答えします。

建設中の土地でなく、現在のスタンドの方にそういう施設を用意してもらおうということで了解はしてますし、農協的な言い方からすれば7,500平米というのはスタンドには広過ぎるという点も言われたことは確かでございます。そういう意味をもちましてまず税金、売買した場合は固定資産税が入りますけれども、その2倍ぐらいで貸したいということでした。そして、売買の場合も金額は一応は提示しました。

あと、中新田バツハホールの裏の駐車場ですけれども、あれも交渉しまして値下げしてもらいまして、ただ土地が相当上がっている時点で借りたものなので一気に下げられないので、徐々に交渉しながら20万円ぐらいずつ下げていくとか、相場に合うようにはしていきたいと思っております。それで、パチンコ屋とかそういうところも全部借り入れは調べました。それで、今ヨークなども借りてる料金を下げているということは聞いておりました。

以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。15番尾形 勝君。

15番（尾形 勝君） 15ページの企画費の委託料と、それから26ページの農業施設費の草刈り賃金に関連して質問させていただきます。

先ほど住民バス、これまで1,220万円ほど試行運転からかかって、ここに126万円の補正があります。これは今年度、いわゆる3月までこのくらいかかって、19年度からまた別な予算をいろんな経費で組むんだらうと思うんですが、そうでしょうか。そうすると来年19年度分でのどのくらいの経費を考えているのか、まずそれを一つ。

それから、草刈りの方ですが、今、清掃デーの一環で各行政区で春と秋口に道路の草刈りなどを行っているんですが、どのくらいの行政区が該当しているのか、どのくらい支払いを済ませ

ているのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 企画財政課長です。お答えします。

今般、1月から有料になるということで歳入の方で……、ページとしては9ページになりますけれども、総務使用料、住民バス使用料として126万円を上げさせていただいております。これは何人乗るかわからないというと語弊がありますけれども、一応今まで100人無料でお乗りになっていると、それで70人ぐらいは有料で乗られるのではないかとということで、70人の300円の3カ月分で126万円計上させていただいております。この歳入につきましては、今、御質問いただいた15ページの企画費の委託料126万円、同額でございます。つまり前に1,220万円の委託料をお願いしたときには、算出するときにバスの収入分を差し引いて1,220万円を委託料としてお願いしていると。ただ、今回、バスの運賃を差し引いて委託するという形態がとれなかったために委託料として126万円ふえてしまったというような、ふえたということでございます。

それから、19年度以降の試算ですけれども、1年間に大体費用としましては2,570万円程度かかるのではないかと。2,570万円のうち300円、きょう300円と決めていただいたんですけれども、300円にして70名の1年間243日で計算しますと、それから500円というのもあるんですけれども、大体運賃の収入としては874万8,000円程度、これは見込みですけれども見込んでおります。総経費2,570万円から運賃分874万8,000円を差し引きますと1,695万2,000円、大体1,700万円ぐらいが町からの補助金の総額となると、そういうふうに試算しております。

以上でございます。

議長（米澤秋男君） 15番。

15番（尾形 勝君） 関連で各行政区で町道の清掃を一環みたいなことでやっているでしょ。その関連で質問したんですが、受け付けられなければ受け付けられないでいいんですが、それを聞きたいわけですが。これはどこ……、関連で話をしているんです。それが受け付けられなければそれで結構なんですが、答弁できなければ……。各行政区の区長さんをお願いして草刈りとかやっているでしょ……。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 関連ということで、これは道路維持関係で道路の清掃をやるのではなく、年に1回ないし2回、草刈りをするということでお願いしている分でございますが、中

新田地区で18行政区にお願いしております。それから、宮崎が14行政区にお願いをしております。小野田地区は直営でございます。中新田につきましては年に2回、今までは草刈りを行ってございましたけれども、来年度につきましては1回ということをお願いをしていると。宮崎地区は年に1回お願いしているという状況でございます。よろしいですか。

議長（米澤秋男君） 15番。

15番（尾形 勝君） 大変失礼しました。

それで、これもまたさっき言えばよかったのかなと……。住民バスについて企画課長から大変お褒めの言葉を受けて、上多田川や白子田のようなああいうバスのやり方は全国にもないくらいすばらしいことだから、たとえ加美町の中であろうとも今度の住民バスとは別個でこのままでやった方がいいんじゃないかということで、それは大変結構だと思います。ただ、上多田川とか青木原、白子田、滝の沢バスは、毎年町から180万円、一方は215万円の補助金をもらって運営しているんです。もちろん月に1,500円、別な方は2,500円を払って。住民バスと違っておっかないのが、「はい、行革、財政改革です」といって補助金を減らされたときに違うのがそこなんです。一番すばらしいやり方ですよと言われながらも、やり方が違うためにおっかないのは補助金を減らされること。そこで、住民バスはこうやってやるんだから補助金はこれ以上減らさないという、ここで約束をもらえば何も私はいいですが、約束をしてもらえばよくて質問しているわけで、ひとつそれをお願いいたします。

それから、草刈り関連なんですけど、今、建設課長の方から来年からは1回なんだと。議員というのは案外情報不足というのか入ってこないのか、区長さん方に一番最初にこの情報が入ったんですね。相当怒ってます、区長さん方。ただ、財政難というか、そういうことでは理解はしているようですけれども、今、中新田が18、宮崎が14、小野田が直営で行っているということですけども、現場を見て来年1回だよ、金がないから1回にしてくださいと言っているのか、1回で十分なんだよと思って来年度はそのようにやっていくのか私はわかりませんが、上多田川、宮崎、恐らく小野田でもそうだと思うんですが、表の方は大したことはないんですが、農道じゃない裏の方に行けば6メートル道路が4メートルや3メートルしか使えなくなるんです、藤や笹などで。それを1回で始末すると。その次、町長が言わんとすることはわかるんですよ。自分たちのところは自分たちでやりなさいと、環境を守りなさいと、町長は二言目には言うかもしれませんが、そういうところは2回、ここは1回でいいでしょうと。何もかも……。よく補助金などは一律カットだ、10%カットだというようなことをしますけれども、そういうところはむだを省き、そして緊急度とか、しなければならぬところには金を

突っ込むと、出すと。それが本当の行革ではないのかなと私は考えるんですが、これ以上補助金を減らさないよという約束と道路の問題ですね、町長、よろしくお願いします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 先ほど来、議論があります約束をするということは、法的に債務負担行為を組まなければならないのではないかという、そういう債務負担行為があるかどうかは別なんであります。そして、きのうのきょうでありますから、私自身は果たして約束をしていいものかどうかというのは非常に疑問でありますので、事務方、あるいは予算編成の主管課はそのことはしかと聞いていると思いますので、その部分については検討するといえますか.....。

それで上多田川、あるいは白子田、滝の沢の青木原、非常にいいという評価をいただいて、ただ、バスが大きいために住民バスのような細かいところまでなかなか入り込めないということと路線バスとの競合ということもあったり、陸運局から見るとちょっと綱渡りのな。いわゆる会員制といいますが、協議会制でやっているということでユニークなところがあるんでありますが、多分、今までどおりのことで住民の皆さんの足を確保することになるかと思っておりますので、それぞれ年度年度ごとに協議をしながら維持していかなければならないものと思っております。

それから、草刈りの件であります。どうしても人情と現場の様子を見ると大なたを振れない状況にいつもなっているのが現状だと思うんです。それで、さっぱり行革が進まないのではないかということも、そういう事実でございます。区長さん方にしてみれば、あそこを3回だったらおら方だって3回だと、見てみるや、ということにならないとも限らない、恐らくそうなると思いますが、まさに6メートルが3メートルになって交通事故が起きそうになるという状況のところは、必ずしもそうではないのではないかと考えています。

それは、道路維持管理の主管課と財政とのやり取りの中で現状を踏まえながら、あとは交通量もあると思いますし、そここのところが通学路等々になっていたら、なおさらのことです。現状に即したことで実施をしなければならない。ただ、区長さん方にそれを説明する側は、どこに重きを置いてどこに重きを置かないかということになると難しい問題だと思いますが、いずれにしても理解をいただきながら進めていこうということであろうと思います。

以上であります。

議長（米澤秋男君） 15番。

15番（尾形 勝君） きんのきょうということで引退を表明された町長でございますので、はっきり言えないところもあるかと思っておりますけれども、事務方にその辺はよく伝えておくとい

う、その言葉を私は信じて質問を終わります。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。16番高橋源吉君。

16番（高橋源吉君） 9ページのまた住民バスの件なのですが、使用料126万円、そしてまたきょう午前中の住民バス条例とも関連してくるわけですが、たしか9月の議会で私の質問に答える形で企画財政課長が県からの助成措置制度があるので、3月までは助成制度があると。県からお金をいただけるという、たしか答弁をしていただいたような気がしているんですが、そうであれば1月から料金をいただかなくても3月でも間に合うのではないかというようにも思えるんですが、その辺御答弁いただきたいなと思います。

それから、午前中の条例の中で回数券、並びに定期券の発行ということでありましたが、通常の乗車券というか、一回限りの通常使われるであろう乗車券の発行の仕方というのはないものかどうか、その辺もお願いします。

それから、14ページ、財産管理費の中に旧徳陽シティ銀行解体工事1,000万円減額、それで企画費の中にまた735万円で計上されているわけですが、どうしてこのようになるのか御説明いただきたいなと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 企画財政課長です。お答えします。

当時、私がそういった発言をしたかどうか、ちょっと覚えてないで大変申しわけないんですけども、10月から12月までの3カ月間、試行運転するということで、県から年内中、12月までの助成金という形でございます。来年3月と申し上げたかどうかちょっと覚えてないんですけども、（「議事録に書いてあります」の声あり）ああ、そうですか。県の助成をいただいて、そのために今回、無料で運転することができるということでございます。有料については1月1日。議事録にそのように書いてあるのであれば、私の誤りで訂正させていただきたいと思います。

それから、乗車券についてですけれども、できるだけ現金でのやり取りを少なくするために回数券をつくることにしております。300円の回数券をつくるんですけれども、10枚つづりで3,000円ということになりますが、それを11枚つづりで3,000円という形で回数券を発行したいと考えております。

それから、予算の財産管理費から企画費に移した理由でございますけれども、財産管理費に今ございます旧徳陽シティ銀行解体工事1,000万円、それから次のページの1行目になりますけれども、土地建物購入費の1,037万7,000円、この分が下の企画費の工事請負費の735万

円、それから土地建物購入費 1,037万 7,000円に移っております。これ数字が違うんですけども、今回、徳陽シティ銀行跡地を土地開発基金で前回購入したんですけども、その分と、徳陽シティ銀行解体費が合併特例債の対象になりました。そのために企画費のバス関係の予算と一体として運営されるということで、土地の取得、もしくは建物解体という趣旨であれば合併特例債の対象になるということだったものですから、今回、組み替えをさせていただいたということでございます。金額が違うのは、当時計上した予算と実際に購入した金額、解体工事費が確定したものですから数字が違っているということでございます。

それから、運賃の件の回数券なんですけれども、学生券もありますし、例えば 300円だけでなくもう1区間にすると 200円で済むというようなこともありますから、そういったことを考慮しながら入場券をつくりたいと思っております。入場券の売りさばきにつきましては規則等で定めることにしておりますけれども、宮崎支所と小野田支所、それから受付センター、それから1回券のようなものについては、バスの中でも買えるような形にしたいと考えております。

それから、さっき申し上げるのをちょっと忘れてしまったんですけども、メンテナンスの費用 2,570万円ぐらい年間かかると。町が助成分として支出する総額として 1,600万円何がかかるといってお話をしましたけれども、バスの運行に関しては運行の補助ということで大体 80%が特別交付税で措置されるということなものですから、実際の隔年の受給年度なんですけれども、町の持ち出し分というのは 300万円から 400万円ぐらいで済むというような形で考えております。あわせてよろしく申し上げます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 少しまとめてお聞きをしたいと思いますので、答弁漏れのないようにお願いをしたいと思います。

まず、15ページ、ただいまの質疑応答の中にもありましたけれども、土地建物購入費 1,037万 7,000円が計上されております。土地開発基金からの購入ということになるんだろうと思っておりますけれども、購入する際は一番肝心なことは対外的な交渉をする、そして契約を結ぶ際だろうと思っておりますけれども、土地開発基金で購入してしまいますとどうしても議会の意思が働かない中で進んでしまうという事務処理になっているんだろうと思っております。そうした場合において果たして町として健全な購入方法、契約の方法なのかなと、改めて疑問を持った次第でございます。事務処理上はできるんだということかもしれませんが、もし議会からまかりならんという意思表示がなされた場合に、この物件は宙に浮いてしまうのではないかというような

おそれも考えますので、この購入手法といえますか、事務処理、これでいいものかどうか、町長の見解をただしておきたいと思います。

それから、21ページ、児童措置費の中で被用者小学校修了前特例給付 8,300万円、非被用者小学校修了前特例給付 4,100万円が計上されてますけれども、これ増額補正ですね。何ともまさしくこれが行政用語かというくらい何のことかわかりません、わからない人が多いんじゃないかと思えます。具体的に説明をいただきたいということと、給付水準がどのように変わったために増額になったのか、この点についても御説明をいただきたいと思えます。

それから、29ページ、道路新設改良費、これに関連して伺いますけれども、薬菜山から水沼橋を渡っておりてきまして、あのまま幹線農道にぶっ通しでつくる道路改良工事が予定されているわけですが、皆伝寺東線とたしか言ったような記憶がしてますけれども、遅々として進んでいないのではないかと思いますので、進捗状況についてお伺いをしたいと思えます。

それから、もう一つ関連して伺いますけれども、昨今になって工事入札をした業者の中で会社更生法の適用を受けたところとか、あるいは事実上の倒産をしたところがあるやに伺っておりますけれども、受注後の変化であるならばどういった対応をしているのか、この点についてもお聞かせをいただきたいと思えます。

最後になりますけれども、30ページ、真ん中の消防施設費 1,500万円が減額補正されております。この内訳といえますか理由、これについてもお聞かせをいただきたいと思えます。

以上です。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 最初にお答えします。

土地開発基金関係ですが、徳陽シティ銀行の跡地を購入する際も議員の皆さんとは話し合いをして、取得する段階で土地開発基金を使用させていただいたわけですが、議員さん方がわからないのにこっちが無断で購入するということはないので、議員の皆さんには購入の理由、それから金額等は明示して購入させていただいております。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 皆伝寺東線の用地関係の進捗状況でございますが、今回も土地購入ということで補正をさせてもらっておりますが、今現在も契約の方向で進めるべくやっている部分もありますし、契約をしたという部分もあります。ただ、まだ残っている方が2人ほどおりますので、今月から来月早々にかけてそれは進めていくという考えでございます。

あと倒産関係ということでお話があったわけですが、現在、私の方で関係している

業者につきましては、業者の方から工事続行不能という届けがออกมาして、その後、建設課におきましては前払い金を保証会社に請求をしていくという状況でございます。あと違約金関係につきましては総務課の方で進めてもらっているはずですので、その辺については総務課の方でひとつお願いします。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） 21ページ関係の御説明をしたいと思います。

その前段の20ページにあります児童措置費の中の被用者児童手当、それから特例給付、非被用者児童手当、この部分が3歳未満児が対象であります。被用者児童手当につきましては、サラリーマンの一般家庭の世帯、それから特例給付については同じサラリーマンでもさらに所得がある方、それから非被用者児童手当につきましては主に自営業者、国保加入者、この部分が該当してきます。

それから、21ページの部分でありますと、被用者小学校第3学年修了前特例給付、それから非被用者小学校第3学年修了前特例給付につきましては3歳から9歳までの子どもさんが対象となります。その下の被用者小学校修了前特例給付、それから非被用者小学校修了前特例給付につきましては、3歳から12歳までとなっております、その前段の9歳までから下の12歳までで3歳分拡大されております。ということは、3年生まで受給対象であったものが今度は4年生から6年生まで拡大された。それで、ことしの4月から児童福祉法が改正されまして、小学校6年生まで拡大されたわけですけれども、第一子、第二子が5,000円、それから第三子以降については1万円の児童手当ということでございます。

議長（米澤秋男君） 危機管理室長。

危機管理室長（佐々木幸輝君） 減額の理由ということでございますが、まずもって算定基礎の中に人口という数値を採用する計算になっております。この人口と申しますのは、国勢調査の数値をもって算定するというようになっておりまして、当初予算におきましては12年国勢調査の数値、ちなみに2万8,330人という数値。今回、再計算におきましては17年国勢調査による数値が確定いたしました。1,118名減の2万7,212人で再計算した結果、減額となったものであります。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 契約違約金について説明申し上げますけれども、工事契約する場合契約金額の10%をいただいておりますが、今回の件ですけれども、その会社では清算管財人というんですか、それもまだだれだかわからないということもありますので、その辺がだれにな

るか確定され次第交渉していきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 二、三、追加質問させていただきます。まず、土地開発基金からの土地の購入でありますけれども、手法としては基金で求める際に議会に説明をしたということですが、議会はそのに対して何らの意思表示をしてないわけです。一方的な説明であって、事務上進めるやり方としては非常に好都合なやり方なのかなというふうに思いますけれども、これを使った土地の取得、これ対外的なものが絡むわけですから、なかなか危ないことも予想されるんじゃないかというふうに思うんです。それで、この手法で進めていくメリットははっきり言って何なのか。ただ、あるときに説明したからといって取得をしておいて、少しほとぼりの冷めたころ予算で買い戻すということだけだったら何のあれもないんじゃないかと思えますけれども、ここの部分のメリット。町の組織としてのメリット、あるいは町民に対するメリットがどこにあるのか、ここのところをお示しいただきたいと思えます。

それから、倒産した会社の件につきましてはおおむね理解できましたけれども、工事に着手していた場合、あるいは着手していなくても、その継続はどうやるのか。これについてお聞かせをいただきたいと思えます。再入札をするのか、あるいは何らかの関係でそれを引き継ぐ事業者が決まっているものなのかどうか。

それから、前後しますけれども、その前の皆伝寺東線、これ用地取得した部分について暗渠、明渠、既に工事に入っているような気もするんですけれども、この部分についての進捗状況等についてもお願いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 土地開発基金利用のメリットということですが、事務的な立場からすれば、例えば契約というか期限が決まっている場合ということもあるし、土地開発基金に今現在9,000万円ほどありますので、それらも利用して、あとは事業をした後に買い戻して基金に返すというような方法をしていただきたいというのがメリットかなと思えます。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 建設課長、お答えをいたします。

初めに、皆伝寺東線の件でございますが、用地取得が終わりました部分については畦畔等済ませてもらっております。それで、今、当たろうとしているのはちょうど入り口付近なものですから、その辺に余り影響を与えないようにしたいなということもございまして、これは来年度以降、工事に着手する方向で進めたいというふうに思います。

また、先ほどの再入札というお話でございますが、この件につきましてはたまたま工事が丁張りかけて終わったということもございまして、これは業者と保証会社、あと建設課の方で、総務の方でも立ち会ってもらったんですが、その中で出来高確認をいたしまして、今回はたまたまゼロだったわけでございますけれども、ゼロでない場合は出来高確認をいたしまして、残工事について改めてまた設計を組み直すということで入札になると思います。また、今回も設計書を組み直しをしまして、もう一回入札にかけられるべく進めているということでございます。

以上です。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 1点だけですけれども、土地開発基金からの町の購入ですが、事務処理上の穏便な進め方をしていく上ではいいのかもしれませんが、対外的なものを交渉する際には甚だリスクの伴ったやり方ではないかなというふうに思います。なぜならば一たん購入してしまった後、議会でノーと言われるのであれば宙に浮いてしまう。これは紛れもない事実だろうと思いますので。しかしながら、基金といえども町の予算でありますから、なかなかおかしなことになってしまうおそれもあるわけですから、この部分は将来もう少し検討していく部分ではないかというふうに思います。ちなみに今現在の土地開発基金の運営者といえますか、理事者、構成メンバーをお聞かせいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 運営メンバーということは……、町ですから。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 少し補足をさせていただきたいと思いますが、土地開発基金の使用目的というのは、土地を取得する必要があるかといえますか、今のうちに取得をしておくべきだという事態が発生してくる場合が当然でございます。

今回の徳陽シティ銀行等々の場合も、商店街の中に建物が存在して、無人で、しかも何年も放置されていたと。今後考えられますのは、たびたび議会でも指摘をいただきました旭地区のミツボシ縫製の跡地等々もそれに類することだと思っておりますが、町が取得をしなければならない、取得しておいた方がいいという物件で、しかも取得後の使用目的が概略は決まっていますが、例えば企画費で取得するか道路用地として取得するのかという、そういう部分がまだ定かでない部分のような土地を開発基金でもって取得をしておいて、そして今回のように住民バス等々の回轉場所、あるいは駐車場になると、使用すべきであるという方向性が定まった中で予算を計上して買い戻しをするという例が非常に多いわけでございます。

それで、先ほど総務課長が説明申し上げましたように、土地の取得については議会にもいわゆる予算的なものでもなくて説明を申し上げて、御意見を伺って、その方向をあらかじめといいますか議決ではないのではありませんが、御意見を伺った後に取得をしたということでございますので御理解をいただきたいと思います。

それで、買い戻しをするときには、当然のことながら予算計上されるわけでありますから、その部分も含めての御理解をいただいたものとして取得をしたということでございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 117号平成18年度加美町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 117号平成18年度加美町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。